

答申第 802 号

情 公 第 2823 号

令和 7 年 1 月 9 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 3 日付けで諮問された特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件（その 2）（諮問第 847 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県知事は、別表 1 に掲げる請求 4 について、行政文書の存否を明らかにして諾否の決定をすべきである。
- (2) 実施機関である神奈川県知事は、別表 2 に掲げる請求 6 - ①の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 25 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 30 年 2 月 6 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、平成 30 年 3 月 12 日付けで、別表 1 の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 30 年 3 月 20 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関には数度にわたり境界復元について、文書送付及び一般開示請求書（原文ママ）にて回答を求めたが、回答を等閑にし、開示後、内容の改竄や恫喝による開示行為に疑義を抱き、平成 29 年 10 月 19 日付けで「自己情報の開示請求書」を提出した。
- (2) 実施機関は、書面では、不開示及び文書不存在を理由に漫然と根拠条文を一部示すだけで、自らの文書管理や情報管理に適正を欠いているにもかかわらず、請求文書が不存在であることを前提とした部分がかなり含まれており、個人情報保護の名の下に、実施機関が行った職務についての説明責任を覆い隠すものである。
- (3) 個人情報保護制度は、適切に利益を保護するために、開示あるいは不開示

の決定がなされなければならないものと思慮する。また、実施機関が挙げた「不存在等」の理由は調査不足に基づくものであり、条例の適用どおり、情報公開法（原文ママ）に基づき、開示請求に対し適切に特定した上で開示が実施されることが妥当であると考ええる。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

境界位置について、審査請求人と十数回延べ 50 時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程において、請求文書における用語及び背景を把握し、審査請求人の求める文書を特定し、公開を行っている。公開に当たっては、文書の特定を広範囲に捉え、類推される文書についても参考文書として公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人の境界位置に関する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三にわたり求められている。実施機関は、そのたびに「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的に不存在である。」と回答説明しているが、審査請求人の理解を得られていない。

ほかに、前所有者に譲渡したときの境界標、距離間を示した実測図面、昭和 43 年の国土調査時の行政文書、平成 10 年に市杭を設置した根拠文書等についても、実施機関が当該行政文書を隠蔽しているとの理由から、公開請求が繰り返されているが、公開済み文書以外に文書が存在しないことについて、同様に審査請求人の理解を得られていない。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表 1 に掲げる請求 1 - イ、請求 2、請求 3 - イ、請求 6 - ②、請求 6 - ③、請求 9 については、起案・決裁を了した施行文書が存在しない（物理的不存在）。事務室内及び PDF 集積ファイル内を探したが、見当たらない。存在した文書なのか、元々不存在文書なのか不明。

請求 4 の請求内容は、特定の個人が県に照会や要望等を行い、それに対

する事務所での回答文書や対応であり、かかる文書は、その存在を明らかにするだけで、当該特定の個人が県に照会や要望を行っているという個人情報情報を公開することになるため、公開対象外とした。

請求5及び請求10については、本請求内容の情報のみでは、保存文書の検索及び特定ができないため、「公開文書なし」とした。

(4) 一部非公開とした文書について

現形図や公図の写しに記載された個人名について、公開によって委託業者の代表者ではなく、直接従業員に問合せがなされる可能性がある判断し、従業員個人の権利利益が害されるおそれを考慮し、非公開とした。

境界立会者の印影について、実印による押印を想定し、実印が偽造され、押印者の権利利益が害されるおそれを考慮し、非公開とした。

(5) 全体を通しての考察について

自己情報の開示請求制度及び情報公開制度は、あくまで実施機関が保存している文書を開示（公開）するものであって、自己の主張を認めさせ、その主張に基づいた文書を作成させる手段に用いるべきではないと考える。

開示（公開）文書は捏造しておらず、保管文書の隠蔽も行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の開示（公開）請求については、これまでに公開した文書の開示（公開）を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 存否応答拒否とした処分について

別表1に掲げる請求4は、「黒岩祐治県知事が、特定地番の境界証明書を平成27年、28年と2度発行された。売却時と現況とに錯誤があるにも関わらず発行された。正当な文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、「当該請求の内容は、特定の個人が県に照会や要望等を行い、それに対する事務所での回答文書や対応であり、かかる文書については、その存在を明らかにするだけで、当該特定の個人が県に照会や要望を行っているという個人情報情報を公開することになる」として、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否決定を行っていることから、以下、当該処分の

妥当性について検討する。

条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。これは、行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否を明らかにせずに公開拒否決定を行うことができるとしたものである。よって、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当する場合に限って当該決定を行うことができると解すべきである。

これを本件についてみると、請求4は「黒岩祐治県知事が、特定地番の境界証明書を平成27年、28年と2度発行された。売却時と現況とに錯誤があるにも関わらず発行された。正当な文書の開示」を求めるものであることから、当該請求内容に対する存否情報は、「神奈川県知事が特定の2年に特定地番に係る土地境界証明書を発行したか否か」という情報（以下「本件存否情報」という。）に過ぎず、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報が明らかになるとまでは認められない。

したがって、請求4については、本件存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当しないため、存否応答拒否決定を行ったことは妥当ではないことから、実施機関は、請求4に係る請求対象文書の存否を明らかにした上で、諾否の決定を行うべきである。

(2) 文書不存在を理由に非公開とした処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求1-イ、請求2、請求3-イ、請求6-②、請求6-③及び請求9について、文書不存在を理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

ア 請求 1-イについて

請求 1-イは、「県が特定地番を道路として、特定市へ移譲した範囲と形態の全査定杭の記載文書の開示」との請求内容のうち、「形態の全査定杭の記載文書」を求めるものである。

実施機関は、当該文書について「元々不存在の文書か保存期間超過で処分されたかは不明」としたうえで、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）は、行政文書の保存期間を最長で30年と定めている（規則第9条第1項）が、県が特定市に特定地番の土地を移譲したのは昭和41年とされているため、仮に実施機関が同年に「形態の全査定杭の記載文書」を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、昭和41年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年1月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

こうした点を踏まえれば、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求 1-イに対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求 2 について

請求 2 は、「県が、国土調査前の『官民境界等先行調査』時の立会い年月日等記載された一式の文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該文書について「元々不存在の文書か保存期間超過で処分されたかは不明」としたうえで、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、請求 2 の内容において示されている「国土調査」が実施されたのは昭和43年度とされているため、仮に実施機関が同年度中に請求 2 に係る文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、規則によれば、昭和43年度から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年1月25日）においては、その保存期間が満

了していたことになる。

こうした点を踏まえれば、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求2に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求3-イについて

請求3-イは、「県は、国土調査後、鉄ビヨウ杭を境界とした特定地番居住者に払下げ（昭和44年）、売却された公図上の範囲と構造物と形態との公図の写しの開示」という請求内容のうち、土地売却当時の「構造物と形態との公図」に係る文書を求めるものである。

実施機関は、当該文書について「元々不存在の文書か保存期間超過で処分されたかは不明」としたうえで、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、請求3-イの内容において示されている「払下げ」は、本件請求に係る行政文書公開請求書では「昭和44年」に実施、弁明書では「昭和34年」に契約締結されたものとされているが、仮に実施機関がいずれかの年に請求3-イに係る文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、規則によれば、昭和34年又は昭和44年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年1月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

こうした点を踏まえれば、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求3-イに対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求6-②及び6-③について

請求6については、「県は平成10年4月20日に道水路等境界調査申請書を特定市長に提出した協議書は道路となっている」に関し、「②申請に関する所有者の立会同意届出書のうち、特定地番所有者の立会同意届出書」（請求6-②）及び「③同特定地番鉄鉋杭の位置の写真」（請求6-③）の公開を求めるものである。

実施機関は、当該文書について「元々不存在の文書か保存期間超過で処分されたかは不明」としたうえで、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、請求6の内容において示されている「道水路等境界調査」は平成10年に実施されたものとされているが、当審査会が実施機関に確認したところ、仮に請求6-②及び6-③に係る行政文書が存在したとすれば、規則の別表に規定する「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」に該当するものとして、5年保存文書になるとのことであった。そのため、仮に実施機関が平成10年に請求6-②及び請求6-③に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成10年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年1月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

こうした点を踏まえれば、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求6-②及び請求6-③に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求9について

請求9は、「既存K3鉄鋌杭とK4鉄ビョウ杭（写真・3）間をプラスチック杭へ変更した際の文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該文書について「元々不存在の文書か保存期間超過で処分されたかは不明」としたうえで、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が実施機関に確認したところ、K3杭については、既存の鉄鋌杭のままであり、プラスチック杭へ変更した経緯はないとのことであった。また、K4杭については、平成10年に境界確定が行われた後、鉄鋌杭からコンクリート製の市杭に変更されており、プラスチック杭へ変更した経緯はないと説明している。

実施機関の上記説明を踏まえると、請求9は、審査請求人の独自の認識に基づく請求であることが認められ、文書不存在とする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人よりこれを

覆すに足りる具体的な根拠も示されていない以上、実施機関が文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(3) 行政文書の特定ができないことを理由に非公開とした処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求5及び請求10について、当該請求内容の記載からは行政文書の探索及び特定ができないことを理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

ア 請求5について

請求5は、「県が平成28年1月17日に開示した文書通りに測定した文書の写し」の公開を求めるものである。

当審査会が実施機関に確認したところ、当該年月日以降に測量業務を発注した事実はなく、当該年月日に公開した文書も存在しないとのことであった。さらに、請求内容の記載に誤りがある可能性を勘案し、特定年月日前後の日付や、その前後の年の同じ日付の公開文書も探索したが、特定に至らなかったと説明している。

実施機関の上記説明を踏まえると、実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとまではいえない。

したがって、実施機関が請求5について、行政文書の探索及び特定ができないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求10について

請求10は、「県が締結したであろう特定事業者との契約書」の公開を求めるものである。

そこで検討すると、請求内容の記載を確認する限り、「特定事業者」や「契約」の内容が記載から明らかとなっていない以上、審査請求人が公開を求める行政文書の特定に足りる記載とは認め難く、条例第9条第1項第2号に規定する「公開請求に係る行政文書の内容」の記載に不備があったといわざるを得ない。

したがって、実施機関が請求10について、行政文書の探索及び特定ができないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(4) 一部公開とした処分について

実施機関は、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部

(以下「本件非公開情報」という。)が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

この点、当審査会は、本件非公開情報のうち、別表2に掲げる請求1ーア、請求7及び請求8の各「非公開情報」欄に掲げる情報については、令和6年2月28日付け答申第781号(以下「答申第781号」という。)で非公開情報該当性を判断済みである。

ア 敷地原形図等に記載された測量士の氏名について

当審査会が確認したところ、請求1ーアに係る行政文書は、特定県営住宅に係る敷地現形図、敷地求積図及び敷地査定図であることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に含まれる標記情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第781号において、「当該非公開情報は、測量士の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とし、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報のいずれにも該当しないとして、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 公図の写しに記載された公図作成者の氏名について

当審査会が確認したところ、請求6ー①に係る行政文書は、特定県営住宅に係る公図の写しであることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に含まれる標記情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、公図の写しに記載された公図作成者の氏名は特定

の個人の氏名である以上、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することは明らかであるが、条例第5条第1号本文に該当すると認められる情報であっても、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については、同号ただし書アの規定により、例外的に公開対象となる。

この点、当審査会が確認したところ、標記情報は、公図を作成した業者の代表取締役の氏名であった。代表取締役の氏名は、何人も商業登記簿等で閲覧できることから、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当する。

したがって、実施機関は、条例第5条第1号ただし書アの規定により、標記情報を公開すべきである。

ウ 土地境界確認書及び用地実測図に押印された個人の印影について

当審査会が確認したところ、請求7及び請求8に係る行政文書は、土地境界確認書及び用地実測図であることが認められる。

実施機関は、当該各行政文書に含まれる標記情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第781号において、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」として、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (請求内容及び原処分内容)

請求		請求内容		原処分内容
1	ア	県が特定地番を道路として、特定市へ移譲した範囲と形態の全査定杭の記載文書の開示。	(左記のうち) 特定市へ移譲した範囲	一部公開 (条例第5条第1号 本文該当)
	イ		(左記のうち) 形態の全査定杭の記載 文書	非公開 (文書不存在)
2		県が、国土調査前の「官民境界等先行調査」時の立会い年月日等記載された一式の文書の開示。		非公開 (文書不存在)
3	ア	県は、国土調査後、鉄ビヨウ杭を境界とした特定地番居住者に払下げ(昭和44年)、売却された公図上の範囲と構造物と形態との公図の写しの開示。	(左記のうち) 売却された公図上の範囲	全部公開
	イ		(左記のうち) 構造物と形態	非公開 (文書不存在)
4		黒岩祐治県知事が、特定地番の境界証明書を平成27年、28年と2度発行された。売却時と現況とに錯誤があるにも関わらず発行された。正当な文書の開示。		非公開 (存否応答拒否)
5		県が平成28年1月17日に開示された文書通りに測量した文書の写しの開示。		非公開 (文書の探索・特定 ができないため)
6	①	県は平成10年4月20日に道水路等境界調査申請書を特定市長に提出した協議書は道路となっている。	(左記に関して) ① 申請した道路部位に関する公図、写しの開示。	一部公開 (条例第5条第1号 本文該当)
	②		(左記に関して) ② 申請に関する所有者の立会同意届出書のうち、特定地番所有者の立会同意届出書。	非公開 (文書不存在)
	③		(左記に関して) ③ 同特定地番鉄鋸杭の位置の写真の開示。	非公開 (文書不存在)
7		特定地番所有者から取得と証明されたK4鉄鋸杭と新設K4-1杭が道路との承諾書の開示。		一部公開 (条例第5条第1号 本文該当)

請求	請求内容	原処分内容
8	<p>県が特定市へ移譲した特定地番道路は、特定県営住宅特定地番東側（審査請求人宅特定地番の南側）には無く接していない。理由、特定地番所有者宅間には県有地が無いにも関わらず、県が「K5杭」の設置を承諾したという文書と立会年月日入り文書一式の写しの開示。</p>	<p>一部公開 (条例第5条第1号 本文該当)</p>
9	<p>既存K3鉄鉸杭とK4鉄ビョウ杭（写真・3）間をプラスチック杭へ変更した際の文書の開示。</p>	<p>非公開 (文書不存在)</p>
10	<p>県が締結したであろう特定事業者との契約書の閲覧（閲覧後必要により写しの交付希望）</p>	<p>非公開 (文書の探索・特定 ができないため)</p>

別表 2 (特定した行政文書及び非公開情報)

請求	特定した行政文書	非公開情報
1-ア	特定県営住宅敷地現形図、敷地求積図及び敷地査定図	製図者名、検算者名
3-ア	公図の写し (特定市特定番地)	(なし)
6-①	公図の写し (特定県営住宅)	作成業者の個人名
7	土地境界確認書、用地実測図	印影
8	土地境界確認書、用地実測図	印影

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 2 月 3 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 11 月 22 日 (第 244 回部会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 11 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 6 年 12 月 26 日 (第 245 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和7年1月9日現在) (五十音順)